



マネージメント・レター No.5

訪問介護とは

訪問介護とは、介護福祉士などが、要介護者の自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話をするものです（夜間対応型訪問介護に該当するサービスは除く）。

《訪問介護の2つの種類》

訪問介護は、身体の介護に関する身体介護と、家事の援助を行なう生活援助に大別されます。

①身体介護サービス

日常的な介護を必要とする方やご家族のために、お身体にかかわる介護を行います。

例) 食事介助、体位交換、移乗・移動・歩行介助、排泄介助、入浴介助など

②生活援助サービス

ご本人やご家族が家事を行うことがご不便な場合に日常生活の援助をします。

例) 掃除、ごみ出し、洗濯、薬の受け取り、ベッドメイキング、衣類の整理、調理、配膳下膳、買い物など

※なお、以下の項目は生活援助の範囲に含まれません。

①直接本人の援助に該当しない行為

利用者以外の洗濯、調理、買い物、布団干し、利用者が使用しない居室の掃除、来客の応接、洗車など。

②日常生活の援助に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活に支障のない、草むしり、花木の水やり、ペットの世話、日常の家事の範囲を越える模様替え、器具の修繕、大掃除、園芸など。

訪問介護は、日常生活を営む上で何らかの介助が必要な全ての要介護者が対象となります。一般に、利用者の要介護度が軽いほど生活援助の比重が高くなり、重いほど身体介護の比重が高くなります。

ただし、生活援助は、一人暮らしか、同居家族に障害や疾病がある場合、または同様のやむを得ない事情がある場合にのみ利用することができるという条件があります。

《今後の動向》

平成 27 (2015) 年度の介護保険制度改正案では、現行要支援 1・2 に該当する者について、介護保険本体の給付（予防給付）から訪問介護と通所介護が除外され、新しい総合サービス事業に移行されることとなりそうです。

平成 26 年 1 月 15 日「社会保障審議会・介護給付費分科会」で、4 月からの消費税増税に対し、介護事業者の損税分を補填するためのものとして、介護報酬改定を決定しました。介護報酬全体でプラス 0.63%の改定になっていますが、各サービスごとに、人件費など消費税が課税されない品目を除き、消費税の影響を受ける課税品目の割合を算出（課税費用割合）し、これに税率引き上げ分を乗じて基本単位への上乗せ率を決定しています。例えば、訪問介護の「身体介護 30 分以上 1 時間未満」は、現行 402 単位から 404 単位と改定され、利用者負担も増えることとなります。